

JGAP認証申請の手引き

ビューローベリタスジャパン株式会社



1. JGAP認証について	3
2. 認証業務について／営業時間・運営方針	4
3. 新しくJGAP認証を申請しようとお考えの方へ	5
4. 認証に関する申請から審査及び判定方法について	6
5. 認証までの手順／認証申請(初回・維持・更新)	8
6. 認証の維持／維持審査・更新審査の実施時期	9
7. 認証の維持／認証範囲の変更の手順	10
8. JGAP認証保有者の権利と義務	11
9. 認証の取り消しについて	12

1. JGAP認証について

GAP (Good Agricultural Practice) とは

Good Agricultural Practice の頭文字で、直訳すると「良い農業のやり方」で、「適正農業規範」や「農業生産工程管理手法」などと訳されています。農産物生産の各段階で生産者が守るべき管理基準とその実践のことで、食の安全、環境保全型農業、労働安全などの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたものです。

JGAPとは

JGAP (Japan Good Agricultural Practice) は、NPO法人日本GAP協会が主導となり、日本の生産者、小売業者、卸業者、食品製造業者、営農指導関係者、研究者などによって開発されているGAPのスキームで、日本で最も普及しているGAPのひとつです。日本の法律ならびに生産環境、社会環境などを考慮し作成されており青果物、穀物、茶の個人・団体用のJGAPがあります。

日本GAP協会に認められている第三者機関の審査により、JGAPが正しく導入されていることが確認された農場にはJGAP認証が与えられます。

ビューローベリタスジャパン株式会社は、2013年7月に日本GAP協会からJGAP審査・認証機関として認定を受けました。

ビューローベリタスジャパン株式会社が行なう認証の種類

審査の種類	認証範囲
個別審査 農場における農産物の生産工程の管理状態を審査する。	JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010
	JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物 2012
	JGAP 農場用 管理点と適合基準 茶 2012
団体審査 団体による農場統治の状態と、団体に所属する農場における農産物の生産工程の管理状態の両方を審査する。	JGAP 農場用 管理点と適合基準 及び JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2012

2. 認証業務について／営業時間・運営方針

（営業時間）

事業所の認証業務を行う時間：9時から17時30分

休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日・休日

年末の12月30日から31日まで及び年始の1月2日から3日

（認証を行う区域）

日本国内において認証することができます。

（認証業務の活動方針）

認証業務は次の活動方針で進めてまいります。

1. 認証業務を公平、公正、迅速に提供する。
2. 認証業務の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
3. 認証業務の機密保持、客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に努める。
4. JGAP の適正な運営に寄与する。
5. 会社は、認証業務の結果を左右しかねないように全ての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

認証業務を行う上で予め以下の事項をご理解願います。

（機密保持について）

法律で求められている場合を除き、事業者の認証業務の過程で得られる情報は、事業者の同意が無い限り第三者に開示してはならない義務を有しています。

（コンサルタントサービスについて）

認証業務を行う者は、認証の申請を予定している者に対して、認証上で問題となる事項の対処法に関する助言、又はコンサルタントサービスをいたしません。

（苦情・異議申し立てについて）

苦情・異議申し立てを受けた場合、認証業務規程に定められた手順に則り対応致します。

※11ページ参照

3. 新しくJGAP認証を申請しようとお考えの方へ

1. JGAP認証申請書(記入様式)

弊社システム認証事業部までご連絡ください。申請書を送付させていただきます。
 また、HPからダウンロードも可能です。
 必要事項をご記入、押印いただきましたら、原本を下記まで郵送願います。

ビューローベリタスジャパン株式会社
 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町1番地 シルクビル2F
 TEL:045-651-4770 FAX: 045-641-4330
 Email: cersus.yok@jp.bureauveritas.com
 HP: <http://certification.bureauveritas.jp/>

※申請書は審査の種類(個別審査または団体審査)により内容が異なります。

2. JGAP認証申請の手順

新規申請(初回審査)		維持審査・更新審査申請	
申請の手順	P6,7	申請の手順	P6,7
申請手順フロー図	P8	申請手順フロー図	P8
維持・更新審査のタイミング	P9	維持・更新審査のタイミング	P9
		申請内容の変更手順	P10

3. JGAP認証の手数料

弊社までお問い合わせをしていただくか、又は弊社HPをご参照ください。

4. 認証に関する申請から審査及び判定方法について

1. 申請前に行なっていただくこと

1-1. 個人審査の場合

『JGAP 農場用 管理点と適合基準』を理解し、基準に基づく手順を構築し、3ヶ月以上運営します。自己審査を行い、改善すべき点は改善します。自己審査を行っていない場合は、または不適合が改善されていない場合は審査を行えませんのでご了承下さい。

1-2. 団体審査の場合

『JGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』を理解し、基準に基づく団体・農場管理マニュアルを作成した上で、手順を構築し運営します。自己審査及び内部監査を行い、改善すべき点は改善します。内部監査は、団体事務局、共同施設及びすべての農場で行う必要があります。自己審査及び内部監査を行っていない場合、または不適合が改善されていない場合は審査を行えませんのでご了承下さい。

1-3. お見積もり

事前に申請費用が知りたい場合は、お見積もり書を発行することができます。HPから見積もり用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上弊社まで送付してください。折り返し、見積もりをお送りいたします。尚、申請後審査により変更が生じる際には、再度算出させて頂きます事をご了承ください。

2. 申請

2-1. 申請書類の入手

認証の分類(個別・団体)に応じた申請書をご用意しております。申請書は、以下の窓口に連絡していただくと、Eメール又は郵送にて送付させていただきます。ご連絡の際は、送付先の住所及び氏名をご準備ください。

ビューローベリタスジャパン株式会社
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル2階
TEL 045-651-4770 FAX 045-641-4330
E-mail: cersus.yok@jp.bureauveritas.com

2-2. 申請書類の記入、提出

申請書に必要事項をご記入、押印の上、原本を2-1の窓口宛に郵送願います。なお、記入方法や記入内容について不明点がある場合は、上記2-1の窓口までお問い合わせください。

2-3. 申請の受理と費用の支払い

弊社にて申請書類を受領した後、記入事項の確認を行い、請求書が発行されます。認証に係る手数料のお支払いが確認された段階で「受理」となります。また、特別な理由により「受理」を拒否する場合があります。この場合はその理由が通知され、認証に係る手数料は返還されます。

3. 審査

3-1. 実地審査の準備

実地審査については、事前に担当する審査員より申請者に連絡を入れさせていただき、申請書に書かれた希望日とご相談のうえで実地審査の日程を決めさせていただきます。日程が決定した後、実地審査のスケジュールと当日に準備していただく事項を示した「実地審査計画書」を送付いたします。

3-2. 実地審査の実施

実地審査は、申請者と審査員の合意の基で行われ、申請対象となる圃場、農産物取り扱い施設、外注先への審査員の立ち入りが認められます。申請対象施設内での写真撮影は申請者の許可のうえでの対応となります。審査員は『JGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』また、申請書類の内容と実際の作業手順や管理状態に基づき、ヒアリング、帳票確認、圃場や施設の現場確認を通して、農場が管理点をそれぞれどのように管理しているかをチェックします。

3-3. 是正の改善措置

審査員は審査した結果について審査報告書を作成します。不備、不足、改善事項が確認された場合は、改善すべき事項や必要な対応を是正指示書で通知、請求します。

申請者は、改善、対応をすみやかにを行い、その結果を文書及び資料等にて報告しなければなりません。報告された結果が、適正と判断された段階で実地審査が完了したことになります。

4. 判定

4-1. 判定委員会の開催

実地審査が完了した後、申請書類、実地審査の報告書、是正措置指示書など、JGAP基準への適合状態の確認に必要な書類が判定委員会に回送されます。

判定委員会は、実地審査を行った審査員以外のメンバーで構成され、適合性の評価の後、判定責任者により適否が判定されます。判定の合否については、認証書により申請者に通知されます。また、否決の際はその理由を通知する。

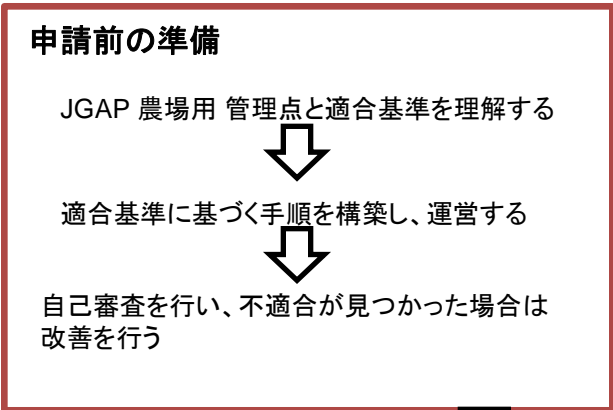
5. 認証書の交付

判定結果が適合の場合、後日、認証書を交付します。

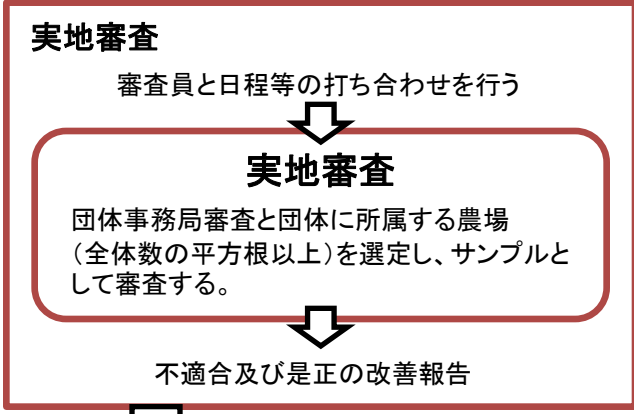
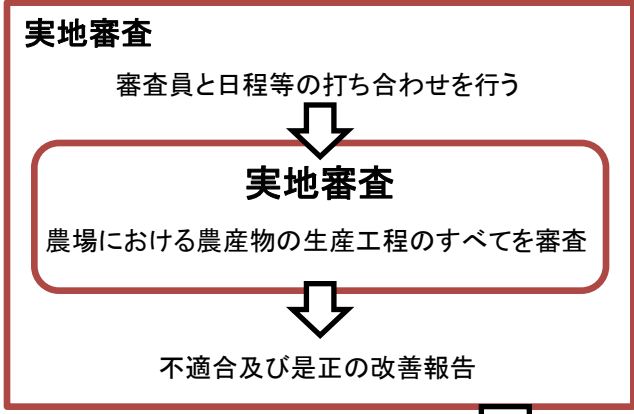
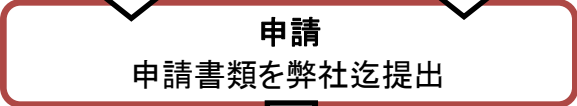
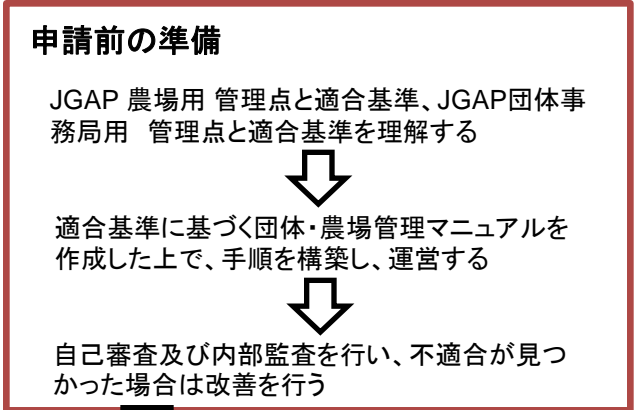
5. 認証までの手順／認証申請(初回・維持・更新)

JGAP総合規則2014 8.1,8.2,8.3

個人審査

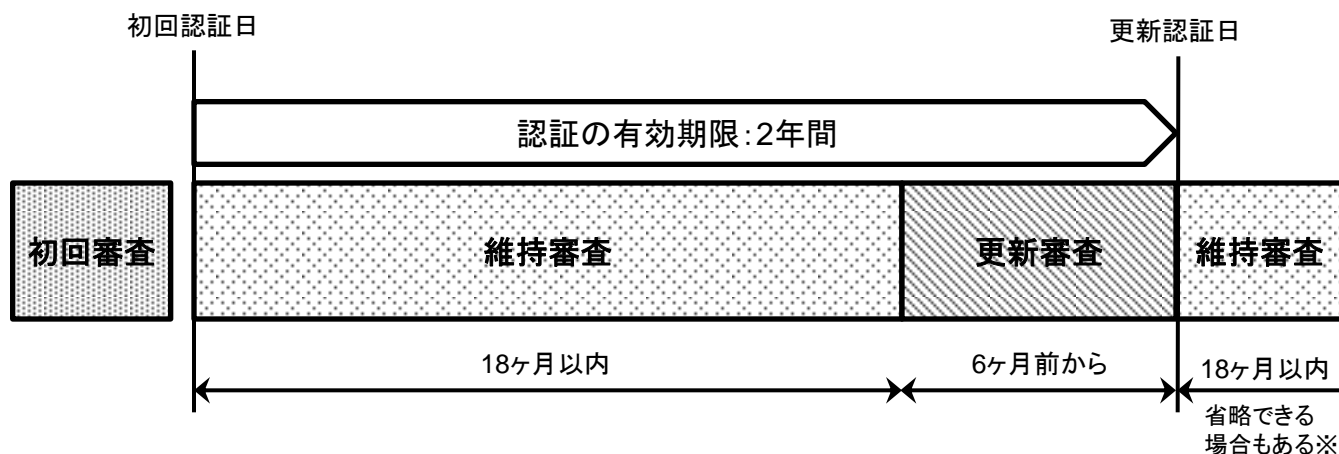


団体審査



6. 認証の維持／維持審査・更新審査の実施時期

JGAP総合規則20132014 7



初回審査

- JGAP 審査を初めて申し込んだ農場・団体
- 以前に認証を得ていたが有効期限が切れたために再び審査を申し込む農場・団体
- この審査の認証日から2年間が認証の有効期限となる。
- 審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に栽培中または収穫以降保管中であることを原則とする。

維持審査

- 初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間で行う
- 認証日より18ヵ月以内の間で、審査・認証機関が指定するタイミングで実施する。
- 審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に栽培中または収穫以降保管中であることを必須とする。

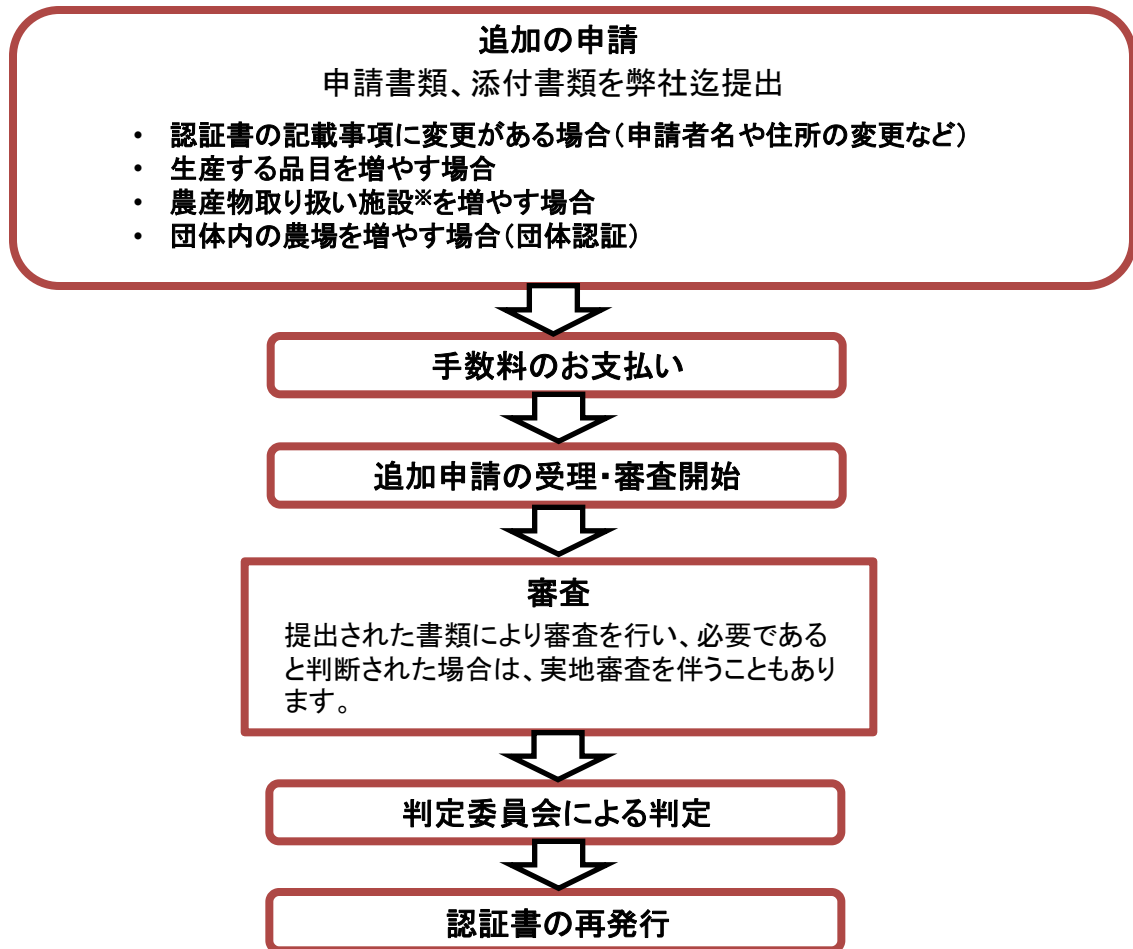
※更新審査の結果、是正の必要がなく認証の基準を満たす運営ができていたことが確認された場合に限り、審査・認証機関の判断で維持審査を省略することができる。なお、初回審査の場合には、この特別ルールは適用されず、農場・団体は必ず維持審査を受けなければならない。

更新審査

- 認証の有効期限6ヶ月前から実施可能
- 審査・認証機関を変更する場合は更新審査となる。
- この審査の終了後、有効期限が更新され、新たな認証書が発行される。
- 審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であることを原則とする。

7. 認証の維持／認証範囲の変更の手順

JGAP総合規則2014 7.7



※収穫以降の出荷・調整、選果、乾燥・調製・精米施設、荒茶製造等を行う施設

圃場を追加する場合、新規圃場の適性を求める管理点が存在するため追加申請の報告の必要はありませんが、次回審査時(維持または更新審査)に確認します。

8. JGAP認証保有者の権利と義務

JGAP総合規則2014 9.1,9.2

1. 認証された農場・団体は、認証書に記載された『JGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』の該当している部分に適合しているということに関して責任を負う。
2. 認証された農場・団体が審査・認証機関を変える場合、更新審査の扱いとする。新たに申請をする審査・認証機関に対して、現在の審査・認証機関が交付した認証書及び不適合項目一覧を含む審査報告書類一式の写しを提出しなければならない。現在の審査・認証機関が交付した認証書の有効期限が残っていても無効となり、新たな審査・認証機関が発行した認証書の有効期限となる。
3. 農場・団体は、同時に複数の審査・認証機関から審査を受け、または認証を得てはならない。
4. 認証された農場・団体は、本規則に従って、認証書に記載のある農産物取扱い施設や農産物の範囲の変更、団体への農場の加入／脱退といったデータの変更について、審査・認証機関に連絡する責任を負う。
5. 認証された農場・団体は、認証の範囲となる農産物の生産工程において作業を外部委託する場合、外部委託業者にJGAPの基準を遵守させなければならない。
6. 日本GAP協会及び審査・認証機関は、認証を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負わない。
7. 農場・団体は、審査・認証機関に対してあらゆる苦情や異議の申し立てを実施することができる。また、もし審査・認証機関が十分な対応をしない場合、農場・団体は日本GAP協会に対して苦情を申し立てることができる。

弊社の業務に関する異議・申立てにつきましては、以下の窓口までご連絡下さい。

ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部

TEL 045-651-4770 FAX 045-641-4330

Email: cersus.yok@jp.bureauveritas.com

異議・申立に関する対応の手順 弊社規程に則り、判断のうえ対応させていただきます。

8. 農場・団体は、審査・認証機関が認定を失った場合においても、取得した認証は有効期限まで継続する。
9. 日本GAP協会と日本GAP協会が認定する審査・認証機関は、申請者である農場・団体の生産工程の詳細、評価に関する報告書やそれに伴う文書を含むあらゆる情報を、機密事項として扱う。申請者である農場・団体は、事前に書面での同意がない限り、いかなる情報も第三者に対して公表されることはない。ただし、農場・団体のJGAPの認証の有無を農産物の購入者が確認する手段として、認証取得の後に「JGAP認証農場・団体の名前」「JGAP認証農場・団体で生産される農産物」その他付随する情報については、日本GAP協会のホームページ上で公開される。

9. 認証の取り消しについて

JGAP総合規則2014 9.3

農場・団体は、下記の場合において認証が取り消されることがあります。取り消しの判断は審査・認証機関が行います。認証取り消しの前に、審査・認証機関は農場・団体に対して文書による警告を行うことが望ましいが、即時取り消しも可能であることをご了承下さい。警告は認証取り消しの4週間前に行われますが、警告を受けている間は認証一時停止となり、JGAP マークの使用についても許可を停止します。認証取り消しについて、取り消し事由が悪質であり、社会的な信頼に関わる場合については、日本 GAP 協会のホームページ上で公告を行い、場合によってはその者に対して刑事告訴、賠償請求等の法的手段をとることがあります。

1. 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」で定められた必須項目または「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」で定められた項目の JGAP 違反に関するクレームが発生しているにもかかわらず、適切な是正措置を取る意思がない、もしくは3ヶ月以上放置されていることが確認された場合
2. 団体の内部監査の結果、所属する農場に必須項目の不適合が発見されているにもかかわらず、団体および農場が適切な是正措置を取る意思がない場合、その農場を団体から除名しない場合、もしくは3ヶ月以上放置されていることが確認された場合
3. 原産地表示違反やJGAPマーク使用に関する違反などの不適切な販売方法等により消費者の信頼を裏切り、又は、農業生産関連法規、食品関連法規、環境関連法規、労働法規その他法令に違反し、JGAP の認証にふさわしくないと判断された場合
4. 審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合
5. 農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申し立てを受け、又は、自らその申し立てをしたとき、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき、もしくはそれに準ずる事由の発生した場合
6. 審査を担当した審査員との不適切な関係が原因で、審査結果が信頼できないと判断された場合
7. 審査・認証機関が適切に次回の審査申込みを促したにもかかわらず、農場・団体から審査の申込みまたは意思表示が無く(他の審査・認証機関へ移行した場合は除く)、規定されている審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合(*注記1)

*注記1 有効期限を過ぎている場合には、認証の取消となる。有効期限内であれば一時停止とし、農場・団体から審査申込みが来た場合には更新審査として取り扱う。ただし、更新認証日がこれまでの有効期限を超過してしまった場合には初回審査の取扱いに切り替える。